

## 第 682 回兵庫地方最低賃金審議会

議事録

令和 8 年 3 月 6 日（金） 9 時 58 分～10 時 31 分	
兵庫労働局 第 3 共用会議室	
公益代表委員	坂本委員、千田委員、庭本委員、三上委員、山口委員
労働者代表委員	圓行委員、小菅委員、中西委員、堀井委員、森田委員
使用者代表委員	谷口委員、松岡委員、松下委員、吉川委員
事務局	金成労働局長、岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 村田労働基準監督官
<p>(1) 特定（産業別）最低賃金改正申出の意向確認について</p> <p>(2) 特定（産業別）最低賃金設定業種の適用使用者数及び適用労働者数について</p> <p>(3) 最低賃金の周知広報の状況について</p> <p>(4) 次年度の实地視察等について</p> <p>(5) 次年度の審議予定について</p> <p>(6) その他</p>	
議 事 内 容	
<p>○村田労働基準監督官 おはようございます。 定刻より少し早いですが、皆様お揃いですので、始めさせていただきます。 各委員の皆様にはお忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。 本日は、倉本委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定による定足数を充足しておりますことを御報告させていただきます。 続きまして、委員の交代がございましたので、御紹介させていただきます。 労働者代表委員の小西委員ですが、本年 2 月 5 日付けをもちまして、辞任の届出がございました。</p> <p>その後任といたしまして、本年 2 月 6 日から新たに圓行委員が任命されております。お手元にお配りしております資料の 1 ページに委員名簿がありますので、御確認ください。 では、恐れ入りますが、圓行委員、その場で一言御挨拶をお願いいたします。</p> <p>○圓行委員 座ったままで失礼いたします。</p>	

このたび最低賃金審議会委員に選任いただきました日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部で事務局長を仰せつかりました圓行と申します。

何分初めてでありますので、皆様何卒今後ともよろしく願ひいたします。

○村田労働基準監督官

ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を山口会長に願ひしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○山口会長

それでは、ただ今から第 682 回の兵庫地方最低賃金審議会を開会いたします。

本日の審議会につきましても議事を公開することとしておりましたが、傍聴希望はございませんでしたので御報告いたします。

では、議事に移ります。次第の議題（1）について、事務局から説明を願ひいたします。

○安積賃金室長

2月26日に労働者側委員の方から、次年度の特定最低賃金の意向表明がありましたので、御報告させていただきます。

お手元にお配りしております資料No.2、右下ページ番号2を御覧ください。

表明されました内容につきましては、7件の特定最低賃金についての金額改定について意向表明をするという内容となっております。

また、その意向表明の7業種の記載の下に、審議にあたっての重点として3つの要請がありますので御確認を願ひいたします。

参考としまして、資料No.3、3ページ目に現行の特定最低賃金に関する産業分類表を付けておりますので、御確認ください。

以上です。

○山口会長

それでは、今回の意向表明につきまして、労働側委員から補足等ありましたら、御発言を願ひいたします。

○森田委員

特にありません。

○山口会長

使用者側から、何か、御質問や御意見等ございますか。

○松岡委員

私から意見を言わせていただきたいと思います。

今年も昨年同様に7業種につきまして、意向表明されました。

昨年、エッセンシャルワーカーについて申し上げましたが、むしろ労働時間法制によって残業代で稼げなくなった彼らこそ優遇しなければ社会は成り立っていかないのではないのでしょうか。

今年の連合白書でも最低賃金について書かれているページの次のページ、見開きで隣のページには介護人材の処遇改善について書かれており、その次のページは保育士、その次は医療人材の処遇改善にページを割かれています。

社会が求めているのはまさにそこであり、白書でもこれらの組織化について書かれております。特定最賃申出の要件の問題があり簡単でないことは理解しておりますが、諦めることなく組織化に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○山口会長

ありがとうございました。

労働側から何かありますか。

○森田委員

はい、組織化には取り組んでおりますが、なかなか経営者側の理解が十分出来ないところもありまして、その点是非御理解いただきたいと思います。

○山口会長

継続して取り組んでいただいて、上手く組織化出来れば特定最賃にもってこれるのも可能かも知れません。

○森田委員

そうですね。

○山口会長

それでは、特定最賃の改正等の今後の流れを事務局から説明してください。

○安積賃金室長

はい、特定最低賃金の改正等につきましては、まず事務局におきまして、意向表明がなされた業種に係る最低賃金に関する基礎調査の準備等をさせていただきます。

その後、関係労使からの申出ということになりますが、例年ですと7月初旬頃までに、今回意向表明がなされた特定最低賃金につきまして、労働側から改正等の決定の申出書を局長あてに提出していただいております。

申出書の提出がありましたら、申出要件となる適用労働者数、企業内最低賃金額等について、事務局で確認をさせていただき、要件を満たした特定最低賃金について、改正等の決定の必要性を審議会で諮問をさせていただくこととなります。

次年度の審議会の運営等につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

○山口会長

ただ今の説明で御質問、御意見はございますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

では、続きまして、議題の2番、事務局から説明をお願いいたします。

○村田労働基準監督官

はい、賃金室の村田です。

私から、今年度の適用労働者数について御説明いたします。

4ページ目の資料4を御覧ください。

適用使用者数・適用労働者数とは、各特定最低賃金適用業種における使用者数、労働者数を示したものになります。

こちらの使用者数及び労働者数は経済センサスでの使用者数・労働者数から、基礎調査にて判明した廃止事業場数及び廃止事業場の労働者数を減じ、そのほか倒産情報など労働局が独自に把握した情報がある場合には、それらについても考慮し算出したものとなります。

令和7年度については、令和3年経済センサス（令和4年次フレーム確報）をもとに適用使用者数及び適用労働者数を算出いたしました。

昨年度は令和3年経済センサス（令和3年次フレーム確報）を用いて適用使用者数・労働者数を算出していたため、母体となるデータが変更となっております。

適用使用者数、適用労働者数については、以上です。

○山口会長

ただ今の説明で御質問、御意見はございますか。

○松岡委員

適用労働数の下限の目安は何人でしたでしょうか。

○岡本労働基準部長

下限というのは、申出する時のものですか。

○松岡委員

はい、申出の時のものです。

○岡本労働基準部長

この適用労働者数の3分の1を代表する組合組織が金額改定の申出要件です。

○松岡委員

分子のほうですね。分かりました。ありがとうございます。

○山口会長

その他ございませんでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

では、続いて議題3番、事務局から説明をお願いいたします。

○村田労働基準監督官

では、続きまして、議題(3)「最低賃金の周知広報の状況について」、引き続き事務局から説明させていただきます。資料5ページ目を御覧ください。

最低賃金の広報につきましては、例年兵庫県最低賃金と兵庫県特定最低賃金の改正発効前を中心に、業務改善助成金を始めとする支援策と共に実施しております。

従来から主な方法として、地方公共団体や使用者団体、労働組合等を中心に県内の約3,300か所にリーフレット、ポスターを送付する等して、周知依頼を行うと共に、各自治体には広報誌やホームページでの掲載依頼を行っております。

県内の自治体が発行している広報誌やホームページでの掲載状況はこの5ページのとおりであり、全ての自治体で掲載して頂いております。

このほか、兵庫労働局のホームページや、労働局や傘下の労働基準監督署が実施する各種説明会等で周知活動を実施しており、特に監督署が行う監督指導時には、業務改善助成金だけではなく、他省庁の助成金や兵庫県との連携による政労使会議での特設ページを開設し、目的別に取りまとめた各種支援策の周知も積極的に行っているところです。

近年は最低賃金への注目が非常に高まっていることもあり、労働局の取り組みとして、地域の大規模商業施設や地下街等でのポスター掲示、ラジオ、SNSを使った周知、伊丹の市バス内でのポスター掲示等の周知依頼を行って周知に結び付け、当局のホームページ、X(エックス)、インスタグラムにおいても周知を行っております。

なお、6 ページから 12 ページに一部を抜粋して写真を載せておりますので、御参考にしていただければと思います。

次年度以降も改定された最低賃金額だけでなく、業務改善助成金を始めとした各種助成金や支援策の周知を積極的に行いたいと考えております。

以上となります。

○山口会長

ただ今の説明について、御質問、御意見はございますか。

○松岡委員

少し質問のタイミングが適切ではないかもしれませんが、昨年の地賃答申のその後について確認させていただいてよろしいでしょうか。

○山口会長

どうぞ。

○松岡委員

昨年、当時の石破総理が8月4日の会見において、「国の目安を超えて最低賃金を引き上げる場合には、重点施策を講じたい」と述べられ、翌8月5日には赤澤担当大臣が「各都道府県において中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われる場合の特別な対応として、政府の補助金における重点的な支援や、交付金等を活用」と述べられておりました。

8月8日最後の第5回地賃専門部会の開催前に新資本主義実現本部からメッセージを伝達いただいたわけですが、専門部会では労使の意見が一致せず公益見解をもって採決に至りました。

その公益見解で目安を上回る引上げ額が提示され、その理由の一つがこの中央で出た目安額にプラスした場合、政府及び関係省庁から支援があることへの期待でした。

また、答申にも付帯意見の4番目に「中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応については、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者が有効に活用できるよう、政府の補助金や、交付金を活用した都道府県取組の後押し等について、具体的な制度を確立し、充実した内容の支援を早期に実施すること。」と記載しております。

そこで、事務局にお尋ねします。兵庫県は目安を上回る最低賃金の引上げを実施しましたが、この政府の特別な対応はこれまでに実施されておりますでしょうか。

今後の審議における対応に大いに参考とすべきことからですので、大変お手数ですがお調べいただき、目安通りであった場合との差を含め次回の審議会にてお教えいただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○安積賃金室長

事務局よりお答えさせていただきます。

確かに昨年の地域別最低賃金の審議の中で、政府からそのような方針が示されたことは事実でございます。その後、政府で昨年11月21日の閣議決定により重点支援地方交付金が拡充されて、兵庫県でも対応しているようですので、その詳細を拾っていきながら次回の審議会において御説明させていただきたいと思っております。

○松岡委員

よろしくお願ひいたします。

○山口会長

では、事務局、調査は大変だと思いますがお願いいたします。  
他に何かありますか。

○各委員

(特になし)

○山口会長

では、続いて議題4番について、事務局から説明をお願いいたします。

○村田労働基準監督官

はい、次年度の実地視察等について御説明いたします。

13 ページ資料6を御覧ください。

実地視察は、委員の皆様、兵庫県最低賃金が適用される業種における事業者、労働者の実態を御認識いただき、その後の審議に活かしていただくために実施しているものでございます。

本日、次年度の実地視察対象業種等について御提案させていただきたいと思っております。

実地視察対象業種は例年、基礎調査の結果を踏まえ、兵庫県最低賃金にかかる金額改正の影響が高いと認められる業種を選定しております。そのため、次年度は「宿泊業、飲食サービス業」、「製造業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」から、合計2事業場を選定したいと考えています。

対象地域につきましては、賃金水準に地域差も認められるところではありますが、県内全域から選定したいと考えております。

続きまして、特定最低賃金適用業種の実態把握のため昨年度までは実施していましたが使用者に対する意見聴取につきましては、今年度と同様に来年度も省略させていただくことを提案させていただきたいと考えます。

その理由としましては、昨今の審議会に審議日程が非常にタイトで委員の方の出席調整も困難となっていることがあります。

また、この意見聴取につきましては、産業別の特定最賃の業種の会社側の方に本審に御出席いただいて業界の動向等について御発言をいただいておりますが、近年、任意で御協力いただける会社が非常に少なくなり、また、御協力いただいた場合でも、その日程調整に苦慮している状況が続いております。

その他に、特定最賃につきましては、現在、それぞれの専門部会において、各関係業界の労使委員の方の御参加のもと、しっかりと御審議して頂いている状況であることも理由としてあげられます。

以上のことから、特定最賃の専門部会委員の方の出席調整を優先させて当審議会を円滑に、かつ、しっかりと御議論いただく運営に努めたいと考え、この意見聴取について次年度も省略させていただきたいと考えております。

以上を含めまして、次年度の審議会では、実地視察につきましては2件実施し、特定最賃にかかる会社側の方からの意見聴取については省略することを御提案させていただきたいと思っております。

なお、今後、意見聴取を再開すべきかどうかの検討が必要となれば、その際に委員の皆様で御審議していただきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○山口会長

では、事務局から説明がありましたように次年度の最低賃金審議会の実地視察については、対象とする業種、地域については事務局（案）のとおり例年通り2件実施することと、意見聴取については今年度と同様に省略すること、但し、意見聴取を再開させるべきかどうかの検討が必要となれば、その際に再度審議をいただくことという提案を受けました。

次年度は、この事務局案のとおり実施することによろしいでしょうか。

各委員の皆様、御質問や御意見はございませんか。

#### ○各委員

（特になし）

#### ○山口会長

では、次年度については、実地視察については例年どおり実施し、対象とする業種、地域については、事務局案どおりとし、また、意見聴取については、省略するという事にいたします。

なお、この意見聴取については、再開する必要があると考えられる場合は改めて審議をするということです。

以上のとおりでよろしいでしょうか。

#### ○各委員

（異議なし）

○山口会長

ありがとうございます。

では、次、議題の5番「次年度の審議予定」事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、審議会予定について説明をさせていただきます。

まず、今年度の審議会の実施状況について御報告させていただきます。

お手元の資料7、ページ数で言いますと15ページ目を御覧ください。

これが今年度の審議経過一覧表となります。

この表の左側から2枠目が兵庫県最低賃金にかかる審議経過となり、その右側には7件の特定最賃についてのそれぞれの申出からの審議経過を取りまとめています。

大まかな経過としましては、令和7年度は、この一覧記載はありませんが、5月27日に最初の審議会を開催し、委員の方の御紹介、審議会運営の御説明、当該年度の審議会日程の予定、実地視察の予定等について審議していただきました。

その後、6月中旬から2件の実地視察を行い、7月15日に県最賃の諮問、7月後半から8月初旬に専門部会で5回、県最賃の金額審議を行い、8月8日に答申、10月4日に発効しています。

また、特定最賃については、7月18日に諮問し、8月20日から10月1日まで各専門部会で合計22回審議し、同年10月2日に本審答申を行い、12月1日発効しています。

次の資料8、16ページ目を御覧ください。これが開催日順で一覧にしたものです。参考として確認していただければと思います。

次に、次年度、令和8年度ですが、答申と発効日の関係につきまして、先日本省からその一覧表の通知がありましたので、御説明させていただきます。

次の資料9、17ページ目を御覧ください。

まず、県最賃についてですが、例年どおりの10月1日に発効する場合は、30日前の9月1日が官報の公示日となります。そこから8営業日前となる8月20日が異議申出の締切日となり、その15日前に答申となります。

そのため、もし10月1日発効を目指すのであれば答申の期限は8月5日となります。

次に、裏面の特定最賃についてですが、例年どおり12月1日の発効とする場合につきましては、その表の一番右枠の発効日欄が11月29日（日曜日）のところを目標として、指定期間発効を行い12月1日発効とする必要があります。そのため、その官報公示が10月30日、異議申出の締切日が10月16日となり、答申は10月1日が期限となります。

次年度の審議会運営の参考としていただければ結構です。

以上でございます。

○山口会長

ただ今、次年度の日程案等についての事務局からの説明ですが、御質問、御意見はございますか。

○各委員  
(特になし)

○山口会長

令和2年度以降、特定最低賃金の改正必要性の有無の審議においても、各専門部会を設置してそこで審議を行ってきたわけですが、次年度はどうするのか、労使それぞれ方向性を事前によく検討しておいていただければと思います。

では最後の議題(6)「その他」ということですが、来年の審議に向けて、委員の方から何か御意見等はございませんでしょうか。

○各委員  
(特になし)

○山口会長

では、事務局から何か連絡事項等がありますか。

○安積賃金室長

本日の審議会をもって本年度最後の審議会となります。本年度の審議会につきましては、非常に集中した期間での審議をお願いさせていただき委員の皆様には大変御負担をお掛けし誠に申し訳ございませんでした。

本年度最後の審議会の閉会となりますので、最後に兵庫労働局長から御挨拶申し上げます。

○金成労働局長

各委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本審議会に御出席いただきますとともに、本年度最後の御審議、ありがとうございました。

令和7年度の地域別最低賃金並びに特定最低賃金につきましては、山口会長をはじめ、公労使、各委員皆様の御尽力によりまして、円滑に御審議をいただき、地域別、特定最賃とも無事に発効することができました。重ねて、深く感謝申し上げます。

改定されました、それぞれの最低賃金につきましては、記者発表、県との連携協力による各自治体の広報誌・ホームページへの掲載、各種広報媒体・公共交通機関を活用した広報、そして、労使はじめ関係団体の皆様の御協力のもと、周知広報に努めてきたところです。そして、現在は、最低賃金の履行確保に向けて、重点監督を実施する等により、円滑な施行に努めているところでございます。

また、生産性向上の取組により中小企業・小規模事業の最賃引上げを支援する「業務改善助成金」につきましては、本年度も申請件数は、過去最高となっており、使用者団体の皆様をはじめ、多くの関係機関皆様の御協力をいただき、これまでで最も多くの事業場に活用いただきました。労働局といたしましては、来年度以降も引き続き、生産性の向上を

伴い賃上げに取り組む事業場の支援を推進してまいります。

さて、各委員の皆様には、第 55 期の兵庫地方最低賃金審議会委員として、来年度も御審議をいただくこととなっておりますが、中央では 2 月 27 日に目安制度の在り方に関する全員協議会が開催され、県によっては発効日が年をまたぐなど、令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた検討が行われており、新たな方針が示されることも考えられるところであります。

また、中東では新たな軍事紛争が発生し、我が国においては石油などエネルギー価格への影響、さらには、物価全体のさらなる上昇が懸念されるなど、来年度の審議に向けましては、今年度以上に御苦労をおかけすることと思っておりますが、兵庫県の最低賃金行政の円滑な推進に、引き続き、御理解、御協力を賜りますよう、お願いを申し上げ、本年度最後の審議会の閉会にあたりまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

○山口会長

ありがとうございました。

では、本審議会が本年度最後となりました。最後までしっかりと御審議いただき、本当に御苦労様でした。

また、事務局には今日新たに宿題が出るということになりましたが、そちらもよろしくお願いいいたします。

以上を持ちまして、閉会させていただきます。

ありがとうございました。

○各委員

ありがとうございました。

山口 隆英

森田 直樹

松岡 直哉